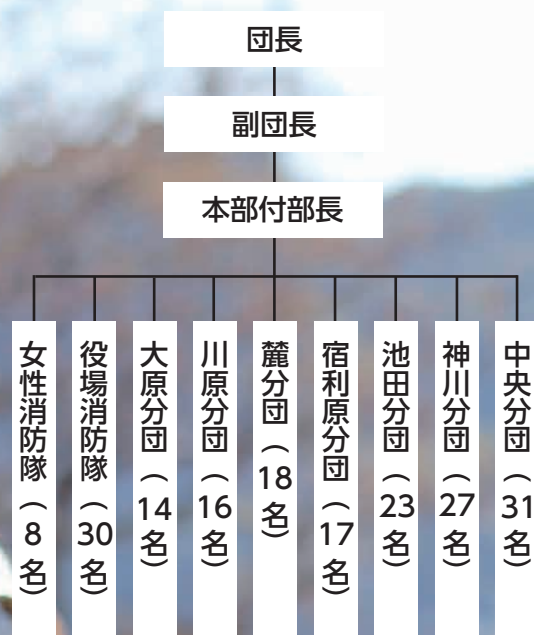
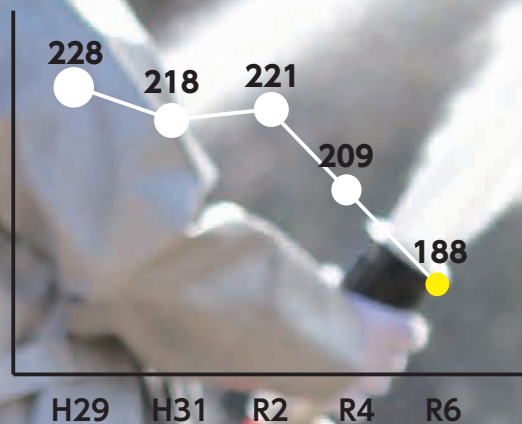


錦江町消防団組織図



※令和6年4月1日現在

錦江町消防団員数の推移



※令和6年4月1日現在

【錦江町内】令和6年の火災件数

5件

※建物火災…2件
その他火災…3件

町の安全を守る

消防団

「地域防災の要」として活躍する消防団。災害時には現場にいち早く駆けつけ、消火、住民の避難誘導、安否確認、救助活動などを行います。地域に密着した日頃の活動の経験を活かし、震災時に倒壊家屋から数多くの人々を救出した消防団の活躍は度々メディアで取り上げられました。

錦江町の安全を守る消防団。錦江町消防団の「今」と「これから」を一緒に考えてみませんか？

中央分団
小田 忍さん

中央分団
水口 泰行さん

錦江町消防団は7つの分団と、役場消防隊、女性消防隊から成っています。令和6年4月1日現在、錦江町消防団員数は188名。7年間で約40名減少し、団員確保が大きな課題となっています。高齢化に伴い、団員の平均年齢も年々上昇傾向。どの分団も限られた人数で日々活動を行っています。

この現状を踏まえ、錦江町では平成28年に「消防団協力隊」を結成しました。消防団協力隊は各分団や地区公民館ごとに設置され、消火訓練等への参加や、火災発生時の消火栓・消火器等を用いた初期消火、避難誘導や交通整理など、消防団の指示のもと活動する組織です。活動に対する報酬や費用弁償は支給しませんが、年1回謝金（3千円）をお支払いしています。

町内の令和6年の火災件数は5件。内訳は、建物火災が2件、その他火災が3件となっています。町民一人一人の防災意識が、災害を防ぐ大きな力となります。引き続き、火の元や火の取扱いには十分気を付けてください。

消防団とは…？

消防団は消防組織法に基づき、全国の各市町村に設置されている組織。その構成員である消防団員は、他に本業を持ちながら、権限と責任を有

する非常勤特別職の地方公務員として、「自らの地域は自らで守る」という精神に基づき、消防防災活動を行っています。

消防団員と消防職員の違いは？

消防団員は、非常勤特別職の地方公務員として、火災や大規模災害発生時に自宅や職場から現場に駆けつけ、消火活動等を行っています。一方、消防職員は、専任の職員として、消防本部や消防署に勤務しています。

消防団の活動内容は？

●災害時：火災消火活動、水防活動、行方不明捜索など
●平常時：広報活動、訓練、機器点検など

